

令和6年第4回市議会定例会 審議案件一覧表（発議案）

No.	議案 番号	件名	担当所属
1	発議案 20	鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	議会運営委員会
2	発議案 20	訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定を求める意見書 について	文 教 厚 生 常 任 委 員 会

発議案第 19 号

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 6 年 12 月 19 日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 佐藤 和幸

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例
第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 225」を「100 分の 235」に改める。

第 2 条 鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改
正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 235」を「100 分の 230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日か
ら施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条
例の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第 1 条の規定による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条
例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の鴨川市議会議員の議員
報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定
による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による
期末手当の内払とみなす。

発議案第 20 号

訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定を求める意見書について

上記の議案を会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 19 日提出

提出者 文教厚生常任委員会

委員長 長谷川倫秀

訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬再改定を求める意見書（案）

3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が2024年4月に2%から3%、引き下げられ、多くの事業所から不安の声が広がっている。訪問介護は、とりわけ一人暮らし高齢者を始め要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスである。

厚生労働省は、基本報酬の引き下げの理由として、「訪問介護の利益率が高い」ことを挙げているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる「集合住宅併設型」や都市部の大手事業者が利益率を上げているものと推測されることから、実態の確認が必要である。

訪問介護事業所は、厚生労働省のデータでも約4割が赤字、東京商工リサーチの調査でも、2024年1月から10月までの倒産件数が72件と過去最多を更新している。

また、令和4年度介護従事者処遇状況等調査によれば、介護職員の賃金は全産業平均を月額約7万円下回っており、2020年から8.1%上昇している物価の高騰や感染症対策、処遇改善を考えれば、介護報酬の引き上げが必要である。

厚生労働省は「処遇改善加算」により基本報酬を引き下げてもトータルでプラスになると説明されているが、それは現行の処遇改善加算を取得していなかった事業者が新たに加算を受けるケース（全体の1割程度）であって、既に加算を受けている事業所（全体の約9割）は報酬の引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想され、とりわけ、小規模、零細事業所では経営悪化を招き、加算の現実味がない。

加えて、介護現場の人手不足も年々深刻であり、ヘルパーの有効求人倍率は令和4年度で15.5倍と高水準である。今回の訪問介護の基本報酬の引き下げにより人手不足に一層の拍車がかかることも懸念される。

こうした懸念は、高齢者介護や障害者介護だけでなく、いま急増している認知症ケアや、介護と子育てを背負うダブルケアラー、祖父母の介護を背負うヤングケアラーなどへの支援も衰退させるものである。

よって、国会及び政府に対し、訪問介護の基本報酬を早期に引き上げ、介護事業を十分に支えられる報酬となるよう再改定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

千葉県鴨川市議会

衆議院議長 額賀福志郎 殿
参議院議長 関口 昌一 殿
内閣総理大臣 石 破 茂 殿
財 務 大 臣 加藤 勝信 殿
厚生労働大臣 福岡 資麿 殿

(資料)

令和 6 年 第 4 回
鴨 川 市 議 会 定 例 会

－ 発議案説明資料 －

令和 6 年 1 2 月 1 9 日提出

発議案第 19 号

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

議会の議員の期末手当の支給率について、一般職の職員及び常勤の特別職の職員の期末手当の支給率の改定に準じた改定を行うため、鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 36 号）の一部を改正するもの。

2 内容

（1）令和 6 年 12 月の期末手当の支給率の改定（第 1 条関係）

期末手当の支給率について現行の 100 分の 225 を 100 分の 235 に改める。

（2）令和 7 年度以降の期末手当の支給率の改定（第 2 条関係）

6 月及び 12 月の期末手当の支給率を 100 分の 230 とする。

支給月	現行		令和 6 年度分（第 1 条による改定）		令和 7 年度以降分（第 2 条による改定）
6 月	100 分の 225	～	100 分の 225	～	<u>100 分の 230</u>
12 月	100 分の 225		<u>100 分の 235</u>		<u>100 分の 230</u>
計	100 分の 450		100 分の 460		100 分の 460

3 施行期日

公布の日。ただし、上記 2 の（2）については令和 7 年 4 月 1 日とし、上記 2 の（1）については令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

(第1条) 鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 225</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職日数を基準日以前6月の日数で除して得た割合(当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合) を乗じて得た額とする。 3・4 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 235</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職日数を基準日以前6月の日数で除して得た割合(当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合) を乗じて得た額とする。 3・4 略

(第2条) 鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 235</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職日数を基準日以前6月の日数で除して得た割合(当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合) を乗じて得た額とする。 3・4 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職日数を基準日以前6月の日数で除して得た割合(当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合) を乗じて得た額とする。 3・4 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。